

■保険外負担に係る費用

当院では以下の事項において、実費のご負担をお願いしております。

- ・院内様式診断書（1通） 3,000円（税込）
- ・身体障害者申請診断書（1通） 5,000円（税込）
- ・診断書（生命保険用）（1通） 5,000円（税込）

■個人情報保護方針

当院では患者さんの個人情報の保護に万全の体制を採っています。

当院は信頼の医療に向けて、患者さんに良い医療を受けていただけるよう日々努力を重ねております。「患者さんの個人情報」につきましても適切に保護し管理することが非常に重要であると考えております。そのために当院では、以下の個人情報保護方針を定め確実な履行に努めます。

1. 個人情報の収集について

当院が患者さんの個人情報を収集する場合、診療・看護および患者さんの医療にかかわる範囲で行います。

その他の目的に個人情報を利用する場合は利用目的を、あらかじめお知らせし、ご了解を得た上で実施いたします。ウェブサイトで個人情報を必要とする場合も同様にいたします。

2. 個人情報の利用および提供について

当院は、患者さんの個人情報の利用につきましては以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用いたしません。

◎ 患者さんの了解を得た場合

◎ 個人を識別あるいは特定できない状態に加工¹して利用する場合

◎ 法令等により提供を要求された場合

当院は、法令の定める場合等を除き、患者さんの許可なく、その情報を第3者²に提供いたしません。

3. 個人情報の適正管理について

当院は、患者さんの個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、患者さんの個人情報の漏えい、紛失、破壊、改ざん又は患者さんの個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

4. 個人情報の確認・修正等について

当院は、患者さんの個人情報について患者さんが開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、当院の「患者情報の提供等に関する指針」に従って対応いたします。また、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も、調査し適切に対応いたします。

5. 問い合わせの窓口

当院の個人情報保護方針に関してのご質問や患者さんの個人情報のお問い合わせは下記の窓口でお受けいたします。

窓 口 「個人情報保護相談窓口」

6. 法令の遵守と個人情報保護の仕組みの改善

当院は、個人情報の保護に関する日本の法令、その他の規範を遵守するとともに、上記の各項目の見直しを適宜行い、個人情報保護の仕組みの継続的な改善を図ります。

※1 単に個人の名前などの情報のみを消し去ることで匿名化するのではなく、あらゆる方法をもってしても情報主体を特定できない状態にされていること。

※2 第3者とは、情報主体および受領者（事業者）以外をいい、本来の利用目的に該当しない、または情報主体によりその個人情報の利用の同意を得られていない団体または個人をさす。

※ この方針は、患者さんのみならず、当院の職員および当院と関係のあるすべての個人情報についても上記と同様に取扱います。

平成 29 年 5 月 1 日 院長 久保田 綾恵

■基本診療料

「夜間・早朝等加算」

平日の午後 6 時以降および土曜日の正午以降・日曜・祝日に受付の方は基本診療料に夜間・早朝等加算を上乗せします。

「明細書発行体制等加算」

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、明細書を発行することと致しました。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですのでその点、御理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

平成 22 年 4 月

大垣駅前眼科

■施設基準の届出に関する事項

「コンタクトレンズ検査料：コンタクト検査料 1 を算定しています」

コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療（眼科学的検査）に係る費用は次のとおりです。

基本診療料

・初診料 2 9 1 点

医療情報取得加算（初診） 1 点

・再診料 7 5 点

明細書発行体制等加算 1 点

医療情報取得加算（再診） 1点（3月に1回）

コンタクトレンズ検査料 1 200点

コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、診療内容等により、異なった診療費用を算定する場合があります。

コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定されたことのある方の基本診療料は再診料を算定いたします。

診療医師名：久保田 綾恵

医療従事年数：10年以上

眼科診療経験：厚生労働省の施設基準に定める経験を有しています。

「医療情報取得加算」

マイナ保険証の利用を通じて、診療情報を取得活用する事で質の高い医療の提供に努めています。

「一般名処方加算」

当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでおります。

また、医薬品の供給が不安定な状況踏まえ、一般名処方（主にジェネリック医薬品の処方）をすることで、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じ調剤し、患者様に適切に医薬品を提供します。

ただし、医薬品の供給状況によっては、お渡しするお薬を変更する可能性があります。

なお、令和6年10月より後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただいておりますのでご承知おきください。（先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。）お薬についてご不明な点がございましたら、医師までご相談下さい。

「長期収載品の処方等又は調剤に関する事項」

後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金（先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金）をお支払いいただきます。

※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

※みなさまの保険料や税金でまかなわれている医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることになりました。

これにより医療機関の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

■各種指定医療機関

「保険医療機関」

以上